

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

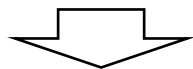
電話 0735-58-1481

平成31年4月1日より

死亡牛のBSE検査対象月齢が変わります

- 日本におけるBSE発生状況は、平成13年9月に初確認されてから、現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭確認しています。
- 飼料規制の実施直後の平成14年1月生まれを最後に発生報告はありません。
- 日本におけるBSE発生リスクは、大幅に低下しているため、平成31年4月1日以降に死亡した牛から、以下のように検査対象月齢を変更します。

現行 48か月齢以上のすべての死亡牛



改正後 (平成31年4月1日以降に死亡した牛から)

- ① **96か月齢以上**の死亡牛
- ② 48か月齢以上の**起立不能を呈した**死亡牛
(例：死亡前に歩行困難、起立不能などがあった牛)
- ③ 全月齢のBSEを疑う**症状のある**死亡牛
(例：興奮しやすい、音・光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押し付ける動作の繰り返しなどの行動変化があった牛)

併せて、平成31年4月1日より紀北家保への死亡牛受入日時を、以下のように変更します。

受入日時：平日の午前9時から午後5時まで (土日祝日は受入できません)